

配偶子提供で創られる家族 —精子提供を中心に—

久慈 直昭

Summary

精子提供で創られた家族の関係は、親が子どもに正直に治療の事実を話すかどうか(告知)、また将来、子どもが提供者の情報を知ることができるかどうか(出自を知る権利)、によって大きく異なる。就学前に告知をしたほうが子どもは受け入れやすいという意見もある一方で、告知するだけでは父親と子どもの関係は必ずしも良くならないことがわかっている。また、告知をしても子どもは提供者のことを知りたがり、それは父親を捜すのではなく、自分の遺伝的性質を知るためであると考えられている。卵子提供における家族関係についてはまだ研究が少なく、親の年齢が高いことも含めたさらなる研究が望まれる。

Key words

精子提供
卵子提供
家族
告知
出自を知る権利

Naoaki Kuji

東京医科大学産科婦人科学分野教授

はじめに

配偶子提供(精子提供・卵子提供)にかかわる問題は非常に広い範囲にわたるが、本稿では特に精子提供において問題の根源となる、親が子どもに正直に治療の事実を話すかどうか(告知)、および子どもが「家族」という概念をどのように捉えて育っていくかを中心に考察を試みる。

なお、本稿では精子提供・卵子提供とも、生物学的男性と生物学的女性のカップルに的を絞る。出自を知る権利、および法的な問題点の詳細については、本特集の別項で解説される。

精子提供のできる家族

1. 2つの家族

—告知と出自を知る権利の有無—

1) 告知されず、出自を知る権利もない場合

精子提供で生まれたことを親が告げる(以下、告知)ことなく、思春期以降に偶然この事実を知った子どもたちの状況はこれまで何度も語られ、またわが国でも生まれた方たち自身の冊子が出版されている¹⁾。以下に、精子提供の事実を偶然知ったときの、生まれた方たちのこれまで語られた気持ちをまとめてみる。

事実を突然知ったとき、それまで全面的に信頼していた親への信頼感が消失し、同時に遺伝学的な親子という前提で成り立っていたこれまでの自分の人生が覆されるために大きな動揺(アイデンティティの崩壊)が起きる。また今まであたり